

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）香田西地区）を行うことについて平成19年10月31日適当と決定した。

その関係書類を三豊市詫間支所事業課において平成19年11月27日から同年12月17日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀